

令和6年8月8日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、大阪家庭裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、本件対象文書につき、司法行政目的での取得がないかどうかが不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

後見関係事件において提出する書類の一部について写しを許容する運用の開始について（令和5年12月22日付の大阪家裁後見センターのメモ）

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和6年6月27日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして裁判所が保有しているものであり、裁判事務に関する文書は含まれない。

本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）は、その内容が大阪家庭裁判所家事第4部後見センターで取り扱う後見事件の手続において提出を要する身分関係を確認するための添付書類のうち、写しの提出で足りるものと示すものであり、その性質上、裁判に密接に関連するものである。そ

して、当該文書は、大阪家庭裁判所家事第4部後見センターで作成され、同後見センターにおいてのみ保有する文書である。したがって、本件開示申出文書は裁判事務に関する文書であり、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

- (2) 苦情申出人は、本件開示申出文書について事務局や訟廷において司法行政事務処理の目的で取得がないかどうか不明である旨主張するが、当該文書の内容に照らすと、原判断庁において、本件開示申出文書を司法行政事務処理の目的で取得することは想定し難いことからすると、苦情申出人の主張には理由がない。
- (3) よって、原判断は相当である。